

公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けた対応事項について

第 1 制度の概要等

1 公的給付支給等口座登録制度（以下「公金受取口座登録制度」という。）は、住民に、現在金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、公的給付等（※）の受取のための口座（以下「公金受取口座」という。）として、国（デジタル庁）に事前に登録していただき、国・自治体等の行政機関等において実施している各給付手続等においてこれを活用する制度です。当該制度により、住民は、事前に公金受取口座を登録しておくことで、個別の給付金等の申請手続において、手続の都度口座情報の記載や通帳の写し等の添付等が不要となる一方、当該申請手続を受ける行政機関等は、マイナンバーを活用した情報連携により、住民が事前登録した上で国（デジタル庁）において一定の確認を行った公金受取口座情報を入手することが可能となります（【別紙 2】 1 頁参照）。

※ 公的給付等とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 2 条第 2 項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和 3 年デジタル庁令第 10 号）第 2 条各号における「公的給付の支給等」に該当するものをいう。

2 公金受取口座を活用した給付までの流れは下記のとおり（【別紙 2】 2、3 頁参照）。

（1）公金受取口座登録

住民がマイナポータル等から、口座情報登録・連携システムに公金受取口座の登録を実施。

（2）給付申請（+利用意思表示）

住民が行政機関等に給付申請を行う際に、受取口座として、登録した公金受取口座を利用する旨を意思表示（住民が給付申請書等において公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できない。）。

（3）行政機関等における口座情報取得

行政機関等が情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供 NWS」という。）による情報連携（窓口・郵送の場合）又は A P I 連携（オンライン申請の場合）により口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得。

※ 行政機関等は、支給の都度、最新の公金受取口座情報の照会を行う。

※ 上記 A P I 連携の提供予定時期については未定ですが、提供を行う際にはデジタル庁よりお知らせいたします。

（4）支給手続

行政機関等は、公金受取口座に振込を実施。

3 公金受取口座登録制度については、住民によるマイナポータルからの公金受取口座の登録を令和 4 年春頃から開始し、行政機関等の情報提供 NWS による情報連携での公金受取口座情報取得を令和 4 年 10 月～12 月まで試行運用、令和 5 年 1 月（予定）以降、本格運用を行っていく予定です（【別紙 2】 4 頁参照）。

- ※ 試行運用とは、申請受付時に通帳の写し等の添付等を取得しつつ、情報連携により取得した公金受取口座情報で業務が行えるかを確認するための並行運用をいいます。
- ※ 本制度のうち、住民による、金融機関窓口等における公金受取口座登録申請も、令和5年度下期以降の実施を予定しています。

第2 対応が必要な事務

公金受取口座を活用した公的給付等の支給を行う行政機関等において、対応が必要な事務は下記のとおりです。

(1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給に関する事務

管理番号	事務手続名	別表第二 主務省令
10-23	医療費の支給	第12条の3第1号ニ
10-24	医療手当の支給	第12条の3第2号
10-25	死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給	第13条第1号ハ
10-26	葬祭料の支給	第13条第2号
10-27	障害児養育年金の支給	第13条の2第1号ロ
10-28	障害年金の支給	第13条の2第2号ハ 及び第3号

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第42条第1項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

管理番号	事務手続名	別表第二 主務省令
70-28	療養費の支給（公的給付支給等口座登録簿関係情報）	第49条第3号ハ

第3 対応事項

公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に向けた対応事項については下記のとおりです。【別紙2】【別紙3】も参照の上、ご対応をお願いいたします。

(1) 制度に係る周知及び住民からの照会対応

令和4年春頃から開始される公金受取口座の登録及び同年10月から開始される公金受取口座への公的給付等の支給に伴い、住民から制度についての問合せが想定されることから、住民への公金受取口座登録制度に係る周知、照会対応をお願いすることとなります。公金受取口座登録に係るリーフレットは令和4年3月末までにデジタル庁から提供される予定ですが、周知、照会対応にあたっては、当該リーフレット及びホームページの資料やマイナンバー制度公式YouTubeチャンネルに掲載されている動画などをご活用ください。

(デジタル庁の公金受取口座登録制度に関するホームページ)

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration

(マイナンバー制度公式 YouTube チャンネル)

https://www.youtube.com/channel/UCJODNrmnad3InZ_N1L5wiCg

(2) 給付申請の様式の確認・改正等

第2で掲げた対応が必要な事務に関して住民から給付申請が行われる際に、登録した公金受取口座を受取口座として利用する旨の意思を確認いただく必要があることから、住民から当該口座情報をいただく際の申請様式等について見直す必要があります。

各自治体において個別に定めている様式等について、改めて見直していただき、公金受取口座の利用意思確認欄の追加等、必要な修正を行っていただきますようお願いいたします(【別紙2】2頁参照)。

(3) 業務フローの見直し及びシステム改修等

公的給付等を公金受取口座へ支給する場合には、従来の口座情報の記入欄の代わりに、公金受取口座の利用意思及びマイナンバー記入欄の記載を確認した上で、情報提供NWSによる情報連携により公金受取口座情報を取得する対応が必要となります。なお、口座の有効性の確認については、口座の登録時及び定期的(数年に一度を想定。)にデジタル庁において確認される予定です。

また、公金受取口座は住民がマイナポータルからいつでも変更することができるため、定期的な支給等を行う場合は、当該支給を行う前に都度、公金受取口座が変更されていないか、情報提供NWSにより照会して確認する対応が必要となります。これらの対応ができるように、業務フローについて必要な見直しをお願いいたします。

さらに、業務フローを見直した上で必要な場合は業務システム改修を実施いただくことの検討もお願いいたします。当該業務システム改修が必要かどうかについては、各自治体の事情に応じたシステム構造等を検討し、場合によってはBPR(業務改善)を行った上で、判断されることを想定しておりますが、その具体的な対応例については【別紙3】をご参照ください。

(4) 情報提供NWSによる公金受取口座情報取得に係る特定個人情報保護評価(P I A)

公金受取口座情報の照会は、他のマイナンバーを活用した情報連携と同様、情報提供NWSを通じて行うものであり、当該照会においては情報連携開始前に、特定個人情報保護評価(P I A)を行っていただく必要がございます。

なお、P I Aは、特定個人情報ファイル(マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱う事務における当該特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置などについて自ら評価するものです。また、全項目評価については、住民等からの意見聴取及び第三者(自治体に設置される個人情報保護審査会など)による点検が行われたうえで、特定個人情報保護評価書の個人情報保護委員会への提出及び公表が必要です。評価・点検に要する期間(点検を行う機関の事務局に確認してくださ

い。)などに考慮し適切な対応をお願いいたします。特定個人情報保護評価書の公表に係る期限については、追ってデジタル庁より示される予定です。

P I Aの範囲については、システム開発の有無にもより、対応パターンが分かれますので、詳細については、【別紙3】をご参照ください。

第4 公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けた対応事項に係るQ & A

公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に向けた対応事項に係るQ & Aを以下のとおり記載致します。当該Q & Aの内容を含め、詳細については、デジタル庁ホームページのQ & Aも合わせてご参照ください。

URL : https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration

(Q 1)

住民の皆さまへのご案内はいつから開始すればよいですか。マイナポータルからの公金受取口座の登録はいつから開始予定ですか。

(A 1)

住民の皆さまへの公金受取口座登録に係るご案内に関する情報は、マイナポータルでの登録に係る準備が整い次第、追ってデジタル庁から連絡する予定です。また、あわせてデジタル庁より3月末までにリーフレットが提供される予定ですが、住民の皆さまへ配布を開始する時期についてはデジタル庁からの連絡をお待ちください。

なお、マイナポータルからの公金受取口座の登録は令和4年春頃に開始予定としております。

(Q 2)

給付申請の際に公金受取口座が登録されていない場合や利用の希望がない場合に積極的に公金受取口座利用を推奨する必要はありますか。

(A 2)

公金受取口座登録制度は、給付金の申請手続等において、口座情報の記載や、通帳の写し等の添付等を不要とすることで住民サービスの向上と業務の効率化、デジタル化を推進するものです。可能な限り公金受取口座利用の活用を推奨していただけますと幸いです。

ただし、仮に「各種給付金について、それぞれ異なる口座で受け取りたい」と住民の方が希望する場合は、各給付申請書において個別の口座情報を記載する等、従前どおり個別の口座情報を各制度に提出するようご案内いただければ幸いです。

(Q 3)

登録できる口座の預金の種類に、制限はありますか。(普通預金以外の口座でも登録できますか。)

(A 3)

公金受取口座には以下の種類の預貯金口座が登録できます。それ以外の預貯金口座については登録できませんのでご注意ください。

- ① 普通預金口座・普通貯金口座 (JAバンク、JFマリンバンク等)・通常貯金口座 (ゆうちょ銀行)
- ② 当座預金口座・当座貯金口座 (ゆうちょ銀行の場合は振替口座)
- ③ 総合口座 (普通預金・普通貯金を取り扱うもの)

(Q 4)

通帳を発行しない口座やインターネット専業銀行の口座でも登録できますか。

(A 4)

登録ができる口座は、登録可能金融機関の一覧

(https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance)

をご確認ください。

上記リンクに記載の金融機関であれば、通帳が発行されていない口座やインターネット専業銀行の口座も登録できます。

(Q 5)

給付金により振り込まれる口座を分ける方法がありますか。

(A 5)

給付申請書等において公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をすることで、登録された口座情報の利用が可能となりますが、公金受取口座として登録できるのは一人一口座です。

公金受取口座とは別の口座において給付の受取を希望する場合は、従前どおり給付申請時に個別の口座を提出してください。

(Q 6)

口座名義に屋号が入っている預貯金口座を公金受取口座に登録することはできますか。

(A 6)

預貯金口座の名義に、登録者本人の名前のほかに店名、事務所名などの名称 (屋号) が含まれる場合、公金受取口座として登録できません。登録できる口座は、口座名義人が登録者本人と同一の口座です。

(Q 7)

登録した口座情報を管理するのは、どこですか。

(A 7)

登録された口座情報は、すべて国（デジタル庁）で管理し、情報提供NWSを通じて公的給付等の支給を行う行政機関等に提供・管理されます。

(Q 8)

口座を登録すると預貯金額や取引履歴（入出金履歴など）が政府に知られるのですか。また、登録した口座から、税金等が引き落とされることはありますか。

(A 8)

公金受取口座は、公的給付等の受取のための口座として金融機関名や口座番号等の口座の情報を登録していただくものです。

公金受取口座を登録いただいたことにより、預貯金残高や取引履歴等の情報が政府や行政機関等に知られること、税金等が引き落とされるということはありません。

なお、本制度とは別に、納税等のために登録口座で口座振替等の手続きがされているかについては、各金融機関にお問い合わせください。

また、税務調査等の法令に基づく場合においては、公金受取口座の登録の有無に関わらず、従前どおり預貯金口座の残高や取引記録等が確認されることがあります。

(Q 9)

公金受取口座の登録を抹消することはできますか。

(A 9)

公金受取口座を登録されている方は、マイナポータルから登録を抹消することが可能です。なお、登録を抹消したときは、各々公的給付等の支給を行う行政機関等に対して、当該支給の受取口座の情報を、改めて提出する必要があります。

(Q 10)

給付申請で意思表示を確認するにあたって、留意すべきことは何ですか。

(A 10)

給付申請後に公金受取口座を変更・登録抹消された場合、支給日までの期間が短いと直ちに口座情報が変更できず、変更前の口座に給付される場合がある旨を、住民の皆さまに確実に周知いただくようお願いいたします（なお、口座情報登録・連携システムで変更申請を受付した後、預貯金口座の実在性を確認する等、申請のあった情報の審査を行うため、登録されるまでに一定の期間を要することがあります。マイナポータルからの登録については、数日程度となる予定です。）。

また、各給付申請において「公金受取口座を利用する」旨の申請をしていた住民が、公金受取口座の登録を抹消した場合には、当該行政機関等に対して、別

途、公的給付等を支給する口座情報を登録いただく必要があるため、住民の方に周知をお願いいたします。

(Q11)

利用開始時に登録口座を取得すれば、以後の口座の確認は不要ですか。

(A11)

マイナポータルから公金受取口座の変更・登録抹消が行われる可能性があるため、支給の都度、公金受取口座情報の照会を行い、公金受取口座情報を更新する必要があります（この運用により、住民は公金受取口座の変更時における公的給付等の支給をおこなう行政機関等への個別の口座変更届の提出は不要となります。）。

(Q12)

国（デジタル庁）から、公金受取口座の登録・変更・抹消等が行われた際に、行政機関等へのプッシュ通知は検討しないのですか。

(A12)

令和4年10月時点ではプッシュ通知は実施できません。情報連携基盤については、デジタル庁において関係府省庁と連携しながら必要な制度・システムの両面から検討を進めております。

(Q13)

給付申請の都度、公金受取口座を利用するか否かを確認する必要があるのですか。

(A13)

原則として、各給付申請時において、それぞれ公金受取口座を利用するか否かの意思確認を行うことを想定していますが、例えば、当初の申請時に公的給付全般を支給する口座として公金受取口座利用する意思を確認し、その後本人等から当該口座への支給を止めたい旨の申出等があるまでは、振込口座の確認を行わない取扱いを行っている場合には、個別の給付申請の都度、公金受取口座利用の意思確認は不要とすることは可能と考えられます。

(Q14)

中間サーバーに登録される公金受取口座情報はデジタル庁において口座の実在性確認を実施されたものという認識ですが、確認が完了していない情報については登録されないという認識でよろしいですか。

(A14)

原則、デジタル庁において口座の実在性確認をした上で、口座情報登録・連携システムに登録します。

なお、口座情報登録・連携システムへの登録が完了すると登録者（住民）に対して公金受取口座登録完了通知が送られることとなる想定です。

(Q15)

公金受取口座情報を取得し事務手続に利用するために必要な手続はありますか。

(A15)

公金受取口座情報は情報提供NWSを経由して提供されますので、情報提供NWSへの接続開始又は変更の申請が必要になる場合があります。

当該申請については、「情報提供ネットワークシステムへの接続開始又は変更の申請について（依頼）」（デ社第159号）において、申請期限が12月24日までとされていることから、対応は完了していると思われますが、令和4年6月以降に予定されている機関間試験（情報連携を行う機関が他機関と実際の情報連携を模して行う試験）で必要な情報の取得が確実に行われることをご確認ください。

また、特定個人情報保護評価（PIA）について、適切にご対応ください。

(Q16)

業務システム改修と特定個人情報保護評価（PIA）の対象範囲については、どうすれば確認できますか。

(A16)

想定されるシステム構造等については【別紙3】に記載のとおり。ご参照の上、必要な業務システム改修と特定個人情報保護評価（PIA）をお願いします。

(Q17)

公金受取口座登録制度に関する情報の掲載先、照会先はそれぞれどこですか。

(A17)

公金受取口座登録制度に関する情報の掲載先、照会先は下記のとおり。制度の理解、住民説明にあたっては、掲載先の情報を特に参照願います。

(掲載先)

デジタル庁の公金受取口座登録制度に関するホームページ

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration

(照会先)

【公金受取口座登録制度に関する照会】

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ基準・標準担当
松井、井上、中尾、秦

Mail:i.bangoseido@digital.go.jp

【住民からの照会先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9 時 30 分～20 時 00 分

土日祝 9 時 30 分～17 時 30 分

音声ガイダンスに従って、第 6 番のメニューを選択してください。（年末年始を除く）

6 番：公金受取口座登録制度に関するお問い合わせ

【各種給付における対応に関する照会】

・ 予防接種法による給付の支給に関する事務関係について
厚生労働省健康局健康課予防接種室

・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 42 条第 1 項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務関係について

厚生労働省健康局結核感染症課

03-5253-1111（代表）

以上